

外国の関連学校卒業者等の受験資格認定（対応の方向性案）

1. 海外の動物看護職の公的資格制度の現状

- ✓ 動物看護職の公的資格制度については、既に米国、英国等において1960年代から運用されている（参考資料6）。アジアでは令和元年6月に日本、同年8月に韓国において公的資格制度が創設されたところ。
- ✓ 米国では、各州の法令に基づき各州の獣医事委員会が主体となって資格認定を実施。12年間の初等・中等教育終了後、専門学校、大学などで米国獣医師会の認定プログラムを修了し、米国州獣医事委員会協会が実施する国家試験に合格することで公的資格を取得する方法が一般的であり、日本の愛玩動物看護師制度もこれに近い。
- ✓ 英国では、11年間の初等・中等教育終了後、①王立獣医師協会が認定した教育機関と提携する臨床訓練施設で実地研修（2年間）を受けて資格を取得する方法、②王立獣医師協会が認定した大学の課程を修了し（3年～4年）、学位取得と同時に資格を取得する方法がある。

2. 外国の獣医学校卒業者の受験資格認定制度

- ✓ 獣医師では、外国の獣医学校卒業者に対し、獣医事審議会が日本の獣医大学卒業者と同等以上の学力・技能を有する者と認定し、国家試験の受験資格を付与する仕組みがある（獣医師法第12条第1項第2号）。
- ✓ 具体的には外国の獣医学校における履修内容、履修時間、教育水準等を総合的に勘案した上で受験資格を付与している（参考資料7）。
- ✓ 医師、看護師でも獣医師と同様の受験資格認定制度がある（参考資料8）。



3. 対応の方向性（案）

- ✓ 外国の獣医学校卒業者の受験資格認定制度を参考に、今後決定される愛玩動物看護師が履修すべき科目、履修時間等を踏まえ、法第31条第3号に定める学校、養成所又は免許の要件について定めることとしてはどうか。